

河漢

平長

古之學者必以明學爲第一務
 今之學者必以明學爲第一務

酒面歌中付而此意蓋微矣予和於南堂前

足

八中村

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

の

1846

一升金龜

竹

卷之六

一

一經夏口烟云

一

一老成而

力

中

江陰

但已矣

132

131

130

129

沼田郡八木村百姓十五郎宅へ盜賊当テ申候段御注進書付

覚

沼田郡

八木村

一昨二日夜当村百姓十五郎宅へ盜賊這入懸ケ候処、
聞付直ニ声を張追懸ケ申候内、其辺百姓共聞懸ケ
集り、尚革田共も参り召捕聞約仕候処、出生
高宮郡水落村新助と申者之由、申分ケ仕候ニ付、
荷物相改申候処、左之品所持仕居候趣ニ御座候ニ付、
尚々不審之趣申出仕候、依而有懸り奉申上候間、
取計方之義宜敷御差図之程奉希上候、此段
書付を以御注進奉申上候、

一のミ

壺本

一きり

壺本

一小刀

壺本

一針金鍵

壺本

一竹きれ

数々

但右竹薄クけずり調もの

一火縄

壺本

一火打

道具

一煙草入同 鋼共（つなぎ）

一弁当

一ツ

一大風呂敷

壺枚

一卷財布

一ツ

一旧札三十目

ベ十式品

以上

申十二月三日

庄屋

忠左衛門

与頭

六兵衛

同

甚兵衛

同

平左衛門

沼田郡

御役所

右之通り御注進仕候処、明四日牽出し候様被仰付
候ニ付、左之通り書付認メ牽出申候

当テ 凶器を指す盗人仲間の隠

語。転じて強盜犯

聞約（ききつづめ） 取調べ

申分ケ 自己、弁明

有懸り 形式どおり

旧札 財政難のため藩札が乱発

され、価値下落。前年の弘化四

年（一八四七）「新札一匁旧札

四〇匁」で旧札回収はかる。

牽出し 盗人新助を郡役所に送

致する

沼田郡八木村百姓宅へ盜賊這入懸候処、相捕牽出し申上書付

沼田郡

覺

八木村

一昨二日夜、当村百姓十五郎宅へ盜賊這入懸ケ候処、聞付直二声を張追懸ケ申候内、其辺百姓共聞懸ケ集り、尚革田共も参り召捕聞約仕候処、出生

高宮郡水落村新助と申者之由申分ケ仕

候二付、荷物相改申候処、左之品所持仕居申候

趣ニ御座候二付、尚々不審之趣申出仕候、兼而被為

仰付置候趣も御座候二付、警固相添牽出し

申候、此段奉申上候、以上

一のミ 壹本 ○

一きり 壹本

一小刀 壹本

一針金鍵 壹本

一竹きれ 数々

但右竹薄ク削り調もの

一火縄 壹本

一火打 道具

一煙草入同銅共つなぎ

一弁当 一ツ

一大風呂敷 壹枚

一卷財布 一ツ

一旧札三十目

ベ拾式品

以上

申十二月四日

庄屋

忠左衛門

与頭

六兵衛

同

甚兵衛

同

平左衛門

沼田郡

御役所

但御役所へ一通差上

○印附二冊

本文所持之品夫々差出申候、此段も附紙を以奉申上候

但右書付之通り、町方御吟味屋敷へ壹通差上申候

宛ハ

警固 護送する人
町方御吟味屋敷 広島城下に
置かれた藩の裁判所

町方

御吟味屋敷

但壺通差上

右之通り取計申候事

地名等解説 出展『日本歴史地名大系』

水落村

〔現〕安佐南区祇園町西原 南流する古川を境に東対岸は東原村、北は高宮郡中筋古市村、南は長束村に接する。

安川は村の西寄りを南流。村は平地で山林はなく、しばしば水害を被った。